

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書
(変更前の変更届出書)

令和7年7月24日

徳島県知事 後藤田 正純 様

名 称 新日本橋通商株式会社
代表者 代表取締役 橋爪 栄
住 所 東京都中央区新川二丁目27番1号

名 称 株式会社ワークマン
代表者 代表取締役 小濱 英之
住 所 群馬県伊勢崎市柴町1732

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオンタウン上板
所在地 徳島県板野郡上板町椎本字中ノ内3
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)
位 置 図面3-1のとおり
収容台数 別記2(変更前)のとおり

(変更後)
位 置 図面3-2のとおり
収容台数 別記2(変更後)のとおり
 - ② 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前)
位 置 図面3-1のとおり
面 積 別記3(変更前)のとおり

(変更後)
位 置 図面3-2のとおり
面 積 別記3(変更後)のとおり
 - ③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前)
位 置 図面3-1のとおり
容 量 別記4(変更前)のとおり

(変更後)
位 置 図面3-2のとおり
容 量 別記4(変更後)のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	利用可能時間帯
荷さばき施設	午前6時00分～午後9時00分

(変更後)

荷さばき施設	利用可能時間帯
荷さばき施設①	午前6時00分～午後9時00分
荷さばき施設②	
荷さばき施設③	午前0時00分～翌午前0時00分

3 変更する年月日

2(1)令和8年2月25日

2(2)令和8年2月25日

4 変更する理由

敷地内への別棟の新設に伴う施設配置及び運営方法の変更のため。

別記1 小売業者一覧

小売業者名	代表者氏名	住所	主として販売する物品
株式会社フジ	代表取締役 山口 普	愛媛県松山市宮西 一丁目2番1号	衣料品、食料品、住居、 余暇関連商品
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1号	ベビー・子供・マタニティ ー衣料、育児・服飾雑 貨・その他関連商品
株式会社池田時計店	代表取締役 吉村 俊哉	徳島市新町橋 一丁目11番地	宝飾宝石・時計
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 一丁目4番14号	均一雑貨、その他関連 商品
株式会社ワークマン	代表取締役 小濱 英之	群馬県伊勢崎市柴町1732	婦人服・婦人洋品

別記2 駐輪場一覧

(変更前)

名 称	位 置	収容台数
駐輪場1	敷地南側(図面3-1)	45台
駐輪場2	敷地中央(図面3-1)	45台
駐輪場3	敷地中央(図面3-1)	45台
駐輪場4	敷地北側(図面3-1)	20台
合計		155台

(変更後)

名 称	位 置	収容台数
駐輪場①	敷地南側(図面3-2)	45台
駐輪場②	敷地中央(図面3-2)	45台
駐輪場③	敷地中央(図面3-2)	45台
駐輪場④	敷地北側(図面3-2)	20台
駐輪場⑤	敷地南西側(図面3-2)	14台
合計		169台

別記3 荷さばき施設一覧

(変更前)

名 称	位 置	面 積	利用可能時間帯
荷さばき施設	敷地南東側(図面3-1)	50 m ²	午前6時00分～午後9時00分
	敷地北側(図面3-1)	80 m ²	
合計		130 m ²	-

(変更後)

名 称	位 置	面 積	利用可能時間帯
荷さばき施設①	敷地南東側(図面3-2)	50 m ²	午前6時00分～午後9時00分
荷さばき施設②	敷地北側(図面3-2)	80 m ²	
荷さばき施設③	敷地南西側(図面3-2)	24 m ²	午前0時00分～翌午前0時00分
合計		154 m ²	-

別記4 廃棄物等の保管施設一覧
(変更前)

名 称	位 置	容 量
廃棄物保管施設①	敷地北側(図面3-1)	9.7 m ³
廃棄物保管施設②	敷地北側(図面3-1)	9.7 m ³
廃棄物保管施設③	敷地東側(図面3-1)	8.7 m ³
廃棄物保管施設④	敷地東側(図面3-1)	8.7 m ³
廃棄物保管施設⑤	敷地南側(図面3-1)	9.7 m ³
廃棄物保管施設⑥	敷地南側(図面3-1)	7.0 m ³
廃棄物保管施設⑦	敷地南側(図面3-1)	7.0 m ³
廃棄物保管施設⑧	敷地南側(図面3-1)	7.0 m ³
合計		67.5 m ³

(変更後)

名 称	位 置	容 量
廃棄物保管施設①	敷地北側(図面3-2)	9.7 m ³
廃棄物保管施設②	敷地北側(図面3-2)	9.7 m ³
廃棄物保管施設③	敷地東側(図面3-2)	8.7 m ³
廃棄物保管施設④	敷地東側(図面3-2)	8.7 m ³
廃棄物保管施設⑤	敷地南側(図面3-2)	9.7 m ³
廃棄物保管施設⑥	敷地南側(図面3-2)	7.0 m ³
廃棄物保管施設⑦	敷地南側(図面3-2)	7.0 m ³
廃棄物保管施設⑧	敷地南側(図面3-2)	7.0 m ³
廃棄物保管施設⑨	敷地南西側(図面3-2)	2.0 m ³
合計		69.5 m ³

【法第6条第2項の届出に係る添付書類(法第5条第2項、省令第4条第1項)】

- 1 法人にあつてはその登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し
 - ・ 省略
- 2 主として販売する物品の種類
 - ・ 別記1(小売業者一覧)のとおり
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うため店舗の用に供される部分の配置を示す図面
 - ・ 建物の位置を示す図面
別添 建物配置図及び1階平面図(変更後)(図面3-2)のとおり
 - ・ 店舗部分の配置を示す図面
別添 建物配置図及び1階平面図(変更後)(図面3-2)のとおり
- 4 駐輪場の確保等
 - (1)指針参考値による算出
必要駐輪台数に変更はありません。
- 5 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
(変更前)

名 称	位 置	時 間 帯	搬出入車両台数	積載重量
荷さばき施設①・②	図面3-1	午前6時00分 ～午後9時00分	54台/日	2t～4t ・4t以上

(変更後)

名 称	位 置	時 間 帯	搬出入車両台数	積載重量
荷さばき施設①～②	図面3-2	午前6時00分 ～午後9時00分	54台/日	2t～4t ・4t以上
荷さばき施設③	図面3-2	午前0時00分 ～翌午前0時00分	1台/日	2t～4t

- 6 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあつては、それらの稼働時間及び位置を示す図面

音源名称	型番	基準距離 騒音レベル [dB]	根拠	図面名称	稼働時間	
空調機室外機 01	SZRC160BY	56.0	メーカー値	騒音源及び予測地点配置図	06:30	22:00
空調機室外機 02	SZRC160BY	56.0	メーカー値	騒音源及び予測地点配置図	06:30	22:00
空調機室外機 03	SZRC160BY	56.0	メーカー値	騒音源及び予測地点配置図	06:30	22:00
空調機室外機 04	SZRC63BYT	47.0	メーカー値	騒音源及び予測地点配置図	06:30	22:00
排気口 01	VD-25ZVX6	51.0	メーカー値	騒音源及び予測地点配置図	06:30	22:00
排気口 02	VD-25ZVX6	51.0	メーカー値	騒音源及び予測地点配置図	06:30	22:00
排気口 03	VD-25ZVX6	51.0	メーカー値	騒音源及び予測地点配置図	06:30	22:00
排気口 04	VD-15Z13	29.5	メーカー値	騒音源及び予測地点配置図	06:30	22:00
排気口 05	VD-13Z13	29.0	メーカー値	騒音源及び予測地点配置図	06:30	22:00
排気口 06	VD-25ZVX6	51.0	メーカー値	騒音源及び予測地点配置図	00:00	24:00

※設備機器騒音値は、メーカーより発行されている機器カタログに示された騒音値が、自由空間(無響音室)での測定であるため反射を考慮し、カタログの数値に3dBを加算して予測しました。

7 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

① 昼間の等価騒音レベルの予測

予測地点	高さ	地域の類型	前回届出時の等価騒音レベル	今回の変更に係る等価騒音レベル	前回と今回の等価騒音レベルの合成値	環境基準
B地点	1.2m	B類型	33.3dB	36.5dB	38.2dB	55dB

② 夜間の等価騒音レベルの予測

予測地点	高さ	地域の類型	前回届出時の等価騒音レベル	今回の変更に係る等価騒音レベル	前回と今回の等価騒音レベルの合成値	環境基準
B地点	1.2m	B類型	26.0dB	24.6dB	28.4dB	45dB

<評価>

全ての予測地点において、昼間及び夜間の等価騒音レベルは環境基準を満たします。従って、周辺的生活環境に与える影響は軽微であると考えます。

※ 騒音発生源、予測地点及び計算過程等の詳細については、別添「大規模小売店舗立地法手続きに係る騒音予測」を参照ください。

8 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

予測地点	高さ	区域の区分	騒音レベル	規制基準
b地点	1.2m	第3種区域	87.5dB	55dB

予測地点bにおいて、騒音レベルの最大値は規制基準を上回ります。そこで、保全対象側(直近住居外壁)において予測いたしました。

【保全対象側(直近住居外壁)】

予測地点	高さ	区域の区分	騒音レベル	規制基準
b''地点	1.2m	第3種区域	53.5dB	55dB

<評価>

予測地点b''において、騒音レベルの最大値は規制基準を満たします。従って、周辺的生活環境への影響は軽微であると考えます。

※ 騒音発生源、予測地点及び計算過程等の詳細については、別添「大規模小売店舗立地法手続きに係る騒音予測」を参照ください。

9 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及び
 その算出根拠
 廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物 種別	S:店舗面積		A:1日当たり 廃棄物排出 量 指針原単位 ×S	B: 平均保 管日数	C: 見かけ比 重(t/m ³)	排出 予測量 A×B÷ C
	6000 m ² 以下	6.00 千m ²				
紙製廃棄物等 (再資源可能なものに限る)	6000 m ² 以下	6.00 千m ²	1.248t	1.00 日	0.10	12.98 m ³
	6000 m ² 超	4.56 千m ²	0.050t			
			計 1.298t			
金属製廃棄物 (アルミ製・スチール製の容器等)	6000 m ² 以下	6.00 千m ²	0.042t	1.00 日	0.10	0.56 m ³
	6000 m ² 超	4.56 千m ²	0.014t			
			計 0.056t			
ガラス製廃棄物 (ガラス製の容器)	6000 m ² 以下	6.00 千m ²	0.036t	1.00 日	0.10	0.45 m ³
	6000 m ² 超	4.56 千m ²	0.009t			
			計 0.045t			
プラスチック製廃棄物 (食料容器、食料品トレイ等)	6000 m ² 以下	6.00 千m ²	0.120t	1.00 日	0.01	13.40 m ³
	6000 m ² 超	4.56 千m ²	0.014t			
			計 0.134t			
生ごみ等 (食品廃棄物等)	6000 m ² 以下	6.00 千m ²	1.014t	1.00 日	0.55	2.00 m ³
	6000 m ² 超	4.56 千m ²	0.091t			
			計 1.105t			
その他の 可燃性廃棄物等	6000 m ² 以下	6.00 千m ²	0.570t	1.00 日	0.38	1.50 m ³
	6000 m ² 超	4.56 千m ²				
			計 0.570t			
合計						30.89 m ³

必要保管容量 30.89 m³に対して、廃棄物保管施設を計 69.5 m³(廃棄物保管施設①～⑨)を確保します。

【指針に定める配慮事項】

- 1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・ レジ袋の減量化に努めております。
 - ・ 計画的な商品搬入を行い、容器の減量化及び資源化に努めております。

- 2 廃棄物等の保管について
 - ・ 廃棄物保管施設①～⑧については、屋外設置のため、設置容量以上の廃棄物を保管しないように調整いたします。
 - ・ 廃棄物保管施設⑨については、屋内設置のため、屋内保管としております。

- 3 廃棄物等の運搬や処理について
 - ・ 廃棄物については、許可業者による運搬とし、敷地外にて処理しております。